

高等学校再編の現代的様相：長崎県の高校入試制度 の改革過程の分析を中心に

生 嶋， 亜 樹 子
九州大学大学院博士後期課程3年

<https://doi.org/10.15017/3688>

出版情報：飛梅論集. 5, pp.163-174, 2005-03-18. 九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

高等学校再編の現代的様相

—長崎県の高校入試制度の改革過程の分析を中心に—

生 嶋 亜 樹 子*

1. 課題設定

現在進行中の学校経営改革において、特に大きな課題になっているのが高等学校の改革である。

臨教審において「後期中等教育の構造の柔軟化」として、①6年制中等学校の創設②単位制高校の設置③高校の修業年限の弾力化④後期中等教育の多様化が提言された影響は大きく、以降、第14期中教審答申（「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」）、1991年6月に文部省が組織した「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の答申を経て、今日の高等学校改革における「個性化」「多様化」という方向性が具体化されてきた。

この点、日本の教育制度学研究では、「個性化」「多様化」へ向けた教育改革が、学校の主体的な判断による学校経営の可能性を拡大する形で進展するならば、それは必ずしも悪いものではないという見解に収束している¹⁾。

一方、今日の高校改革においては、上記の理念（方向性）とは別に、少子化に伴う生徒減少および財政削減というもうひとつの改革の必要性が存在し、そのことが改革の拙速性を高めている。このような近年の高校教育改革の動向は、各学校の主体的な経営意思を越える次元で進行しており、学校現場の改革への新たなコンフリクトをもたらす可能性をもつといえる。しかし、従来の教育制度学研究は、この点に明確な検証を加えているとはいえない。

本稿ではこのような問題意識から、教育行政の構造改革の先駆けである高校教育改革の今日的特質とそれがもたらすコンフリクトの様相を明らかにすることを目的とする。

本稿ではとくに高校入試制度の改革について中心的に述べる。高校教育改革において、入試制度は、教育課程経営や生徒指導の枠組みを最初に方向づけるものとして、各学校の経営のあり方に大きくかかわってくるものである。また、生徒や保護者にとっても、義務制諸学校と比較して入学校選択の自由度の高さが前提にある高等学校においては、入学試験においてその利益性をどの程度保障するのかという課題も大きい。

その入試制度のひとつとして、「一つの学区内の高校の全定員に当たる合格者をまず決定し、その合格者の各学校への配分については、学力や通学距離などを基準に決定する」²⁾方法が、総合選抜制度である。本稿では、全国的に見て、総合選抜制度が多く的高校受験者を対象に長く安定的に

*九州大学大学院博士後期課程3年

実施されてきた例として長崎県をとりあげ、考察の対象とした。

2. 高等学校再編の展開

(1) 高校教育改革に関する全国的政策

今日の高校教育改革においては「個性化」・「多様化」が、その中心的な価値として位置づけられ、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応した特色ある学校・学科づくり等が進められている。

特色ある学校づくりにおいて設定された新しいタイプの学校とは、中高一貫教育校（2004年度55校設置）、総合学科（同59校設置）、単位制高校（同129校設置）等である。

中高一貫教育は、1997年6月の中教審第二次答申の中で、「中高一貫教育を享受する機会を、子どもたちにより広く提供していくことが望ましい」として、公立学校への中高一貫教育の選択的導入が提言された。それを受けて1998年には学校教育法等関係法規が改正され、2000年度から中高一貫教育の実施が可能になり、全国に500校の中高一貫校の設置が目標とされている。また、2003年には、「学力向上アクションプラン」を発表し、スーパーサイエンスハイスクール、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの指定による、高等学校の個性化政策を進めた。

そのような中、2001年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、高校の通学区域に関して定めた条項が削除された。これを受けて、東京都など複数の都道府県において、学区の全廃が進められている。

このように全国的施策において高校教育改革が進められ、都道府県レベルにおける政策の展開が促された。

(2) 都道府県における高等学校再編の政策動向

都道府県における再編計画等の策定及び検討状況をみると、「教育委員会として再編計画を策定済み」29都県3市、「再編計画を策定済みであるが、新たな再編計画を検討中」11道府県1市、「審議会等から再編に関する報告・答申等が提出済み」5県1市、「現在審議会等において検討中」2市2県、「今後検討を予定している都道府県」5市という状況が報告されている³⁾。

総合選抜制度に関しても全国的に廃止の方向性に向かっており、長崎県と同様に、新設校の育成と学校間格差の解消を目的として昭和40年代より総合選抜制度を採用してきた大分県においては、平成7年度より総合選抜制度を廃止している。さらに近年では、「高校教育改革プラン」において、平成17年度より県立高校の学区を廃止し、全県一通学区を導入することを発表した。

いずれの都道府県においても、臨教審以降の「個性化」・「多様化」という改革理念にあわせて、生徒急減及び財政削減という切迫した改革必要性が存在していることが指摘できる。このことが今日的な教育の構造改革においては、財政難の問題を遠因に学区制の解体・高校の多様化を同時に検討するという典型的な改革の構図を描き出すことができる。

3. 高等学校再編の実際—長崎県の事例分析—

長崎県の高等学校を概観するとき、島嶼部に存在する多くの小学区をもつこと、都市部では県立普通科高等学校において、総合選抜制度が長い間実施されていたことが特徴的である。本県においては2002年時点で、総合選抜校は県立普通科高校43校の中の10校、実施学区は33学区のうち3学区である。しかし、生徒数においては県下の高等学校生徒数の43%が総合選抜校に入学していたことから、本県における高校再編においては、総合選抜校の改革がその要となっていた。総合選抜制度においては「生徒が入学希望校を指定できないというのが総合選抜制度の原則であるため、入学後の各校の教育課程等において同等の教育を用意することが求められているとともに、上級学校等への進学を主とする普通科であることなどから、各学校が明らかに識別できる特色を打ち出しづらい状況がある」⁴⁾ことが指摘されてきた。

(1) 生徒増加にともなう高校改革の様相

長崎県における総合選抜制度は、1950（昭和25）年における、旧制中学である長崎西高と、高等女学校の流れの長崎東高の二校間で、「教員、財産及び生徒について格差を生じないこと」を目的として開始された。この選抜方法は、二校の格差是正に一定の効果をあげたとされ、1958（昭和33）年、各校独自の方法で生徒募集を実施したいという要望から、一旦廃止されることとなった。

その後、生徒急増期に入り、長崎市民からも市内に一校を新設したいという要望があったため、1961（昭和36）年、長崎南高を新設することになった。その際、新設の長崎南高が「二流化」するのを防止するために、長崎東高・長崎西高・長崎南高の三校で、総合選抜を復活採用することになっている。その後、長崎北高校（1964年）、長崎北陽台高校（1979年）の新設に際しても、同様の理由から四校間での総合選抜制度が導入された。県央の諫早地区においても同様に、1987（昭和62）年の西陵高校の新設にともない、二校間での総合選抜制度を導入してきた。

総合選抜制度における合格者配分方式は、制度の導入時より1995年まで一貫した方法によるものである。当時の合格者配分方式は、入学生の質的均分をはかるために、入試成績を高得点順に総合選抜校に均等配分し、その際、生徒の通学の便をはかって、総合選抜校に近い地域をそれぞれ固有地区となし、同時に生徒の学力の均分をはかるために、総合選抜校の中間の地区を調整地区となし、総合選抜校間の生徒の学力の偏差を防止するというものであった。

具体的な手続は以下のとおりである⁵⁾。

- ①最初に、総合選抜校の各校の定員の合計を、総合選抜校全体の合格者として決定
- ②続いて、各校に配分される生徒の成績が均等になるように、「固有地区」「調整地区」を設定することにより配分操作を行う

入学試験の得点（500点満点）と、内申書評定（180点満点）の合計680点によって、まず高得点順に各地区の総合選抜校の合計定員を全体の合格者とする。合格者への各校への配分方法は次の手順による。まず、全体の合格者の中で成績上位者の生徒を、各校に同数ずつ配分する。その際、

最も上位の生徒が毎年特定校に配分されることのないよう、学校間の格差が起らないように配分している。上位層以外の生徒は、点数をグループ化し、同様に各校に均等配分する。

合格者を各校で均等に配分するために、年度ごとの中学生の居住分布の偏りを反映した各校の周辺地区である「固有地区」と、複数の学校の間地点には各校の「調整地区」を設定する。その場合、A校の固有地区にある層の得点の該当者がいなければ、B校、C校の調整地区から配当するという手順をとる。

このように、長崎県の総合選抜制度においては、その導入当初より今日まで、新設校の育成という目的のため、成績均等を目的としたところの居住地優先という操作による入学者決定が行われてきたといえる。

本県における総合選抜校は、かつて、「多くの分校からなる巨大な受験名門校・長崎県立長崎高等学校」⁶⁾ という意味をもって機能してきたことが指摘されている。しかしその内部運営においては、ほとんど全ての総合選抜校において、数段階の習熟度クラスを採用しており、習熟度によって教科書や教材が全く違うものであることが一般的であった。

すなわち、制度理念としての「学校間格差」の解消のために生じる学習指導上の困難性を、「学校内格差」を設定することによって再度、解消してきたことが指摘できる。これは制度に内在する矛盾でありながら、制度を安定して存続させるに必然の原理であったともいえる。

(2) 総合選抜制度の部分的改変

このように生徒急増期において、新設校と既存校の「学校間格差」の解消を目的に存続されてきたきた総合選抜制度であったが、1995（平成7）年以降、制度の一部改変が実施された。

県教育委員会はこの制度改変を、「個性・適正を大切にし、特色ある学校づくりを進めるために、希望する学校を選ぶことができる制度改善」と位置づけている。すなわち、総合選抜制度導入以来堅持されてきた「平等性」の価値に、一部「多様化」「個性化」の価値が初めて導入された転換点といえる。

1995年の総合選抜制度の改変の第一は、コース制の実施であった。全ての総合選抜校に、文化系・理科系のコースがそれぞれ1クラス設置された。この改変によって、志願者は、特定の総合選抜校の、特定のコースに願書を出すことが可能になった。

制度改変の第2は、1995年に導入された、総合選抜校における希望校への推薦制度である。この推薦制度は、生徒会・ボランティア・文化・スポーツ等の活動ですぐれた実績をあげた生徒に対して、中学校長の推薦書を参考資料とするものである。推薦の定員枠は、各学校の募集定員の10%とした。1995年度はまず、他の志願者と同様、学力検査を課す制度として取り入れられた。この推薦制度は2001年度にさらに、学力検査を課さない推薦制度として拡充した。各校の定員は、文化系コース各校12名、理科系コース各校12名、文化・スポーツ推薦各校5名以内とされた。

以上のコース制・推薦制の導入により、総合選抜制度において志願者の入学を決定するまでの選抜過程は以下ようになった。

高等学校再編の現代的様相

- ア 総合選抜の各地区の総定員の合格者を決定する。
- イ 総合格者のうち、コース志願者の入学校を決定する。この選考に際しては、学力検査の5教科の成績のうち、文化系コースでは、国語・社会・英語、理科系コースでは数学・理科・英語の各3教科について、その得点を1.5倍とする。
- ウ 中学校長から推薦を受けた者の入学校を決定する。その人数は、各学校の募集定員の10%とする。なお、この選考に際しては、推薦書等を資料とする。
- エ イ及びウで入学校が決定した者以外の入学校を決定する。この場合、通学距離等について考慮を加える。なお、エの決定については、ウで入学校が決定した者を含めて、学校間の学力の均等を図ることを基本とする。

表1 コース導入以降3年間の志願者及び合格者数

学校名	コース名	平成7年度		平成8年度		平成9年度	
		志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
長崎東	英語人文	17△	17△	72	40	65	40
	数理科学	50	41	114	40	102	40
長崎西	文系総合	61	41	94	40	76	40
	理系総合	107	41	151	40	136	40
長崎南	人文探求	13△	12△	29△	19△	33△	22△
	理数探究	26△	24△	61	40	62	40
長崎北	文科	21△	16△	14△	11△	15△	12△
	理数	58	41	56	40	47	40
長崎北陽台	総合文科	15△	12△	29△	20△	28△	25△
	総合数理	15△	12△	64	40	87	40
佐世保南	文化系	23△	19△	31△	29△	30△	30△
	理科系	40	35△	61	40	69	40
佐世保北	英語	59	41	49	40	60	40
	理数	71	41	76	40	80	40
佐世保西	人文	28△	25△	48	40	46	40
	数理	71	41	67	40	67	40
諫早	人文社会	47	41	28△	21△	42	39△
	数理科学	74	41	72	40	81	40
西陵	応用文科	18△	16△	33△	30△	32△	24△
	応用理数	23△	18△	18△	15△	73	40

定員は全てのコースで平成7年度：41名、平成8-9年度：40名
 △は定員割れをしていることを示す。
 (長崎新聞掲載の各年度の志願者及び合格者数により、筆者が作成。)

しかし結果としては、コース制導入より3年間に於いて、表1のように、約半数のコースにおいて定員割れが起こっている。ここでは、「文化系コース」あるいは「理科系コース」への出願を希望することによってのみ、特定の学校への出願が可能であったこと、すなわち、学校選択の自由と進路選択の幅における自由を、生徒が出願時において相互に両立することができないため、コースへの出願に消極的になったことが考えられる。

コースの定員割れは、総合選抜校における学校運営のあり方に変化をもたらすこととなった。

第一に、合格者の配分においては、文系・理系の各コースを40名ないしは41名として地区ごとの総定員を算出し、全体の合格者をコース志願者に先立って決定している。そのため、コース志願者が定員を大きく割り込んだ場合、コース以外の学級編成において、標準サイズの学級をつくるのが困難になるという問題が出てくる。その場合、定員割れに対する学校側の対応のひとつに、合格者の最初の登校日の際、コース以外の普通クラスで合格した生徒に対して、定員割れを起こしている文系又は理系コースへの変更希望を募ることで対処している。

第二に、この制度改変において導入されたコース制は、かつての習熟度クラスを想定して制度化されたものであったが、実際は、かつての習熟度クラスに近い編制にならないため、別に習熟度クラスを設けた学校もあった。

このように、本県における総合選抜制度の一部改変において導入された、「コース制」が、県教委が指向した「個性化」「多様化」に直結しなかったのは、部分的な学校選択の自由と、総合選抜校の多様化をめざしながらも、それらを、学校間格差を生み出さないという、従来の総合選抜制における「平等性」の理念の中で実現しようとしたことによると指摘できる。

(3) 総合選抜制度の廃止と総合選抜校の特色化

3.1. 「長崎県高校改革推進会議答申」をめぐる議論

2000年11月、答申「新たな時代を展望した高校改革の推進及び生徒減少期における適正配置について」が、長崎県高校改革推進会議（会長・橋本健夫長崎大学副学長）より提出された。ここでは、「時代の変化に対応した総合選抜制度の在り方」に関して、制度見直しの方向へ向けた考え方が示されている。しかし、具体的な内容や時期については言及されず、抜本的な見直しを行うと述べるにとどまっている。さらに2001年2月、県教委は、「県立高校学校改革基本方針」を発表した。「基本方針」においては、総合選抜制度の廃止が方向性として盛り込まれたものの、同様に具体性を欠くものであった。そのため、保護者の間に、改革への不信感が広がっていったとされる⁷⁾。

この間、県議会においても、県教委サイドに対して、「せっかく高校改革推進会議が、民間人が努力してできたものを、いつまでも討議討議、会議会議で遅らせる」⁸⁾、「ちょっと足踏み状態が続きすぎている」⁹⁾など、総合選抜の廃止時期に関して再三確認する趣旨の質問や、改革のスピードアップを求める意見が多くあげられている。この点に関して、県教委サイドは、総合選抜校の特色化に時間がかかることを説明している。

さらに、2002年2月に行われた県知事選挙においては、2人の候補が、教育問題についてその主

張を異にして戦っている。高村候補は、「県内で少年事件が少ないのは、激しい受験戦争から守られてきたから。教育において競争原理は通用しない」とするのに対して、金子候補は、「子どものころから一定の競争を経験させた方がいい。」と主張する¹⁰⁾。

ここで、改革の「足踏み」状態が収束したことで、競争原理を導入し総合選抜制度を廃止することを主張した金子候補の当選との関係性は明らかではないが、教育改革の展開が政治的なファクターによって影響を受けていることが考えられる。

3.2. 「県立高等学校教育改革第一次実施計画」における具体案の提示

総合選抜制度について、廃止の時期を含んだ具体案が提案されたのは、2002年2月のことであった。県教育委員会は、2002年度から3年間の県立高校改革を施策化した「県立高等学校教育改革第一次実施計画」を発表した。計画の内容は、①主体的な学校選択を促す諸制度の改善、②新しいタイプの学校設置など学校・学科の改編整備、③公立高等学校入学者選抜の改善、④新たな就学環境の提供、⑤学校の適正配置と統廃合である。

総合選抜制度に関しては、2003年度に実施する入学試験から、これまで長崎地区、佐世保地区、諫早地区で実施していた総合選抜制度をすべて廃止し、単独選抜へ移行するとした。総合選抜制度廃止にともなって、総合選抜10校におかれていた「文化系コース」「理科系コース」「希望校枠」は廃止され、各校の特色ある学校づくりを進めるうえでコースの導入が必要であれば、新たなコースを設置するとした。

課題となっていた総合選抜各校の特色ある学校づくりについては、表2のような内容が示された。新しいタイプの学校として、長崎東・佐世保北に「併設型」中高一貫教育を導入、佐世保西・西陵高等学校を全日制普通科の単位制高校として設置した。

また、入学者選抜において、志願倍率公表を受けた志願変更制度の新設や、学校独自問題の作成、傾斜配点の拡充が新たに行われることになった。

この計画に対して、県高教組は、「高校改革を考える県民の会」を結成し、計画での柱である総合選抜廃止と全日制普通科の通学区域拡大の凍結を求めた反対姿勢を打ち出した。高教組の反対理由としては、「長崎市内の公立五校も序列化され、超難関校の誕生によって受験戦争は激化する。通学区域の拡大で遠距離通学が一般化する上、都市部校に生徒が集中し、郡部校の統廃合につながる」（県高教組書記長）¹¹⁾ というものであった。「県民の会」は2002年6月の定例会において、『「長崎県立高等学校教育改革第一次実施計画」の一部凍結を求める請願書』を提出し、県の改革案のうち特に総合選抜制度の廃止に関して、翌年からの実施が余りにも拙速であるとして、県民全体で議論をする必要について言及した¹²⁾。

県教委主催の説明会においても、保護者から「一年後の廃止は唐突すぎる」「制度廃止後は学校間に序列が生じる。行きたい学校に入学できるのは学力があり、経済的に裕福な一部の家庭の子どもだけ」などの反対意見が出ている。これらの反対意見に対して、県教委は、「改革は学校の個性や特色を伸ばすためのもので、序列をつけるためのものではない」と説明している¹³⁾。

表 2 総合選抜各校の特色ある学校づくりの概要

長崎東	<ul style="list-style-type: none"> ○中高一貫教育の導入 ○理科3科目履修者に対応する学級を編制 ○数学・英語などで習熟度別授業、少人数授業の実施
長崎西	<ul style="list-style-type: none"> ○文科系のコース（地歴2科目履修）、理科系のコース（理科3科目履修）の設置 ○数学・英語で習熟度別授業 ○理科、地理歴史、芸術で希望を尊重した少人数授業の実施
長崎南	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期制、45分授業の導入 ○数学・英語を中心とした少人数授業や習熟度別授業の実施 ○「話せる英語」「ディベート」「小論文」など学校設定科目の授業開設
長崎北	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期制の導入 ○2、3年生では文科系・理科系に分け、習熟度に応じた学級を編制 ○3年制は類型別講座制で進路希望に応じた科目を選択履修
長崎北陽台	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期制の導入 ○数学・物理・英語で習熟度別授業の実施、理科3科目履修者への対応 ○体育で種目別選択による少人数授業の実施
佐世保南	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期制の導入 ○英語の授業数が多い文理混合のコースを設置。 ○数学・英語などで習熟度別授業の実施
佐世保北	<ul style="list-style-type: none"> ○中高一貫教育の導入 ○少人数授業・習熟度別授業の実施 ○2年生で2類型、3年生で8類型に分かれた習熟度別学級編制
佐世保西	<ul style="list-style-type: none"> ○進学を重視した全日制単位制、2年次以降6系統より進路選択 ○2学期制の導入 ○数学・英語などで習熟度別授業・少人数授業の実施
諫早	<ul style="list-style-type: none"> ○45分7時限授業の実施 ○理数科の設置 ○習熟度別授業・少人数授業の実施
西陵	<ul style="list-style-type: none"> ○進学を重視した全日制単位制 ○2学期制の採用、45分7時限授業の実施 ○数学・英語・理科などで習熟度別授業・少人数授業の実施

（「長崎県立高等学校教育改革第1次実施計画（平成14年2月）3-5頁より筆者が作成」）

これらの教育政策の改変には、「問答無用のスピード決定」¹⁴⁾という県民の反発も相次いたが、県教委は「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に沿って、2002年4月に公立高校入学者選抜基本方針、6月に県公立高校入学者選抜実施要領を発表した。

このように、長崎県における総合選抜制度は、廃止への方向性が定められながらも、実際の政策

化に際しておよそ1年半あまりを要している。それは、「平等性」の価値のもとで、総合選抜校において安定的に築かれてきた、均質の教育を供給するという役割を転換し、「個性化」・「多様化」の価値のもとでの特色ある学校づくりを行っていくという課題の難しさを示すものであるといえる。

4 高等学校再編の論点と課題

前節においては、長崎県の公立高等学校の入試において、それがもつ「平等性」の価値が、近年の高校教育改革の流れの中で変容していく様相を分析した。ここではまず、現在の高校教育改革の流れの中で、長崎県の高校入試制度の改革（総合選抜制度の廃止）がどのように行われたのか、その外的要因と内的要因について考察する。そして、高等学校再編における課題について指摘する。

(1) 長崎県における総合選抜制度廃止の内的要因と外的要因

総合選抜制度廃止の外的要因とは、制度の存在を変化させる制度外の政治的要因・政策的要因・社会的要因を指す。また、内的要因とは、総合選抜制度の機能を変化させてきた制度内の要因をさす。

総合選抜制度廃止を決定した教育委員会の政策に影響を与えた外的要因の第一に、近年の高校教育改革における「個性化」・「多様化」政策をあげることができる。臨教審以降、本格的に展開された高校教育の多様化政策は、特色ある学校づくりと学校選択の自由化を中心に展開された。「個性化」・「多様化」政策は、それまで長崎県において比較的安定的に実施されてきた総合選抜制度の「平等性」という価値を「画一性」として否定する機能をもった。特に、総合選抜制度を保障していた入学後の均質の学習環境設定の必要性は、文部科学省の主導する「特色ある学校づくり」を妨げていることが、県議会等においても再三指摘されてきている。

外的要因の第二に、政治的要因があげられる。長崎県においては、総合選抜制度の廃止および県立高校の統廃合に関する議論が、県知事選挙における政治的論争の中に置かれ、計画公表から決定まで、非常に拙速的な改革として行われた。

内的要因としては、1995年度より導入された「コース制」があげられる。県教委は、総合選抜制度の一部改編を、「特色ある学校づくり」と「学校選択の自由」の部分的実現と位置づけていた。しかし、現在の高校改革における多様化政策を、当時進行中の旧来の「平等性」の理念のもとで両立的に行ったことが、学校の内部運営に矛盾を来し、「平等性」の理念を制度の内側から形骸化させたことが指摘できる。

(2) 高等学校再編の現代的課題

長崎県の高校教育改革において非常に重要な位置を占めてきた高校入試制度の改革過程を概観し、現在の高校教育改革の要因には複数の要素が関係しながら進行していることが明らかになった。このことは、教育改革が各学校の経営意思と必ずしも結びつかないところで進行する可能性を示している。

さらに、長崎県の総合選抜校の改革の実際をみると、現在のところ、旧来の総合選抜校において支配的な価値として存在していた「大学進学」を大きく外れないところからまずはその特色づくりが進められているように、個別の改革実態をみる限り、「個性化」「特色化」という教育改革の理念の実現は容易ではない。特に現在のように生徒急減期における改革は、既存校の改革によることがほとんどであることから、学校文化や教職員文化の改変等において、困難をともなうことが指摘できる。

以上のことから、長崎県の高校入試制度の改革過程の事例研究は、「総合選抜制度」という具体的な対象を通じて、高等学校の「個性化」・「多様化」という教育政策の実際を考察する素材として位置づけることができる。

〈注〉

- (1) 大脇康弘・田村昌平編『学校を変える授業を創る－今宮総合学科の挑戦』学事出版、2002、菊地栄治編著『高校教育改革の総合的研究』多賀出版、1997など。
- (2) 潮木守一「高校入学者選抜制度」『新教育学大事典』第一法規1990、121頁。
- (3) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku)
- (4) 長崎県高校改革推進会議『新たな時代を展望した高校改革の推進及び生徒減少期における適正配置について』2000年11月、27頁。
- (5) 久下栄志郎・藤本藤治郎・高木太郎・小森健吉・吉田嘉高「長崎市における総合選抜制度の調査研究」(昭和49・50年度科学研究費補助金報告書『公立高等学校入学者選抜制度の改革に関する調査研究』) 1975年3月、31頁。
- (6) 久下他、前掲論文、45頁。
- (7) 長崎新聞、2002年1月23日朝刊、「特集 教育」。
- (8) 2000年12月長崎県議会定例会における浅田委員の質問。
- (9) 2001年11月長崎県議会定例会における朝長委員の質問。
- (10) 長崎新聞、前掲注(6)。
- (11) 長崎新聞、2002年3月4日朝刊、「県高教組が高校改革の延期求め署名活動へ」。
- (12) 2002年6月長崎県議会定例会における中田紹介議員の発言。
- (13) 長崎新聞、2002年3月2日朝刊、「総合選抜廃止に反対意見相次ぐ 県立高校改革説明会」。
- (14) 長崎新聞、2003年4月24日朝刊、「何を急ぐ、教育改革」。

〈参考文献〉

- ・小森健吉編著『高校制度改革の総合的研究』多賀出版、1986。
- ・九州大学大学院教育学部問・教育法制研究室『総合選抜制度解体の研究－高校入試制度と平等の崩壊－』2002。
- ・国立教育政策研究所：高校再編整備調査研究会『各都道府県における高等学校の再編整備に関する調査研究』2001。

**Present Condition and Problems on the Reorganization of High School Systems
– An Analysis of Case Study on the Reform of Entrance Examination
in Nagasaki Prefecture –**

Akiko SHOJIMA

The purpose of this paper is to analyze aspect of conflicts of interest in a present high school reform in Japan.

Recently the situation of high school has been changing dramatically. The high school reform in recent years aims at “Individuation” and “Diversification”. In the recent studies, hope that the reform based on an independent judgment of the school is done to this educational by the achievement of this educational reform. However, there has not been enough study.

In this paper, I have described the change of the systems of entrance examination in Nagasaki prefecture in recent years. The feature of the case is following:

- In the high school entrance examination system of Nagasaki Prefecture, the value of “Equality” was valued long, and it was the one in contradiction to the directionality of a present reform.
- Examination system that values equality (a joint selective examination) was completely abolished in 2003 through a phased changing.
- The reform from “Homogeneous School” to “Characteristic School” accompanied the great difficulty.

I pointed out some administrative strategies for the high school reform in the last part of this paper. First, it progresses as two or more elements relating to a present high school educational reform, for instance, it is internal of school as an educational policy, a political factor, and an inner factor as an external factor management. Second, at each schools, it is necessary to reform the school culture and the school organizational culture to making “Characteristic School”.